

提 案 書

(国民保護の推進)

平成25年7月

九都県市首脳会議

平成25年7月

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	猪瀬直樹
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市市長	阿部孝夫
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

首都圏における国民保護の推進等について

我が国の政治・経済の中心である首都圏は、複数の国際空港や国際港湾を擁しており、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生時には、首都機能や経済機能に重大な影響が出るのが予想され、また、事態の対処は、自治体の枠組みを超えるものと危惧される。

そこで、国においては、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を制定し、平成17年には「国民の保護に関する基本指針」を策定し、九都県市においては、「国民保護計画」の策定をはじめとした体制を整備したところである。また、九都県市地震防災・危機管理対策部会では、毎月の危機管理対策担当者会議や研修会等を通じて、首都圏の特殊性を踏まえた連携体制の充実等の対策の推進を図っている。

しかし、物資の備蓄や広域避難などの具体的内容については、国は未だ明らかにしていない。国民保護措置は法定受託事務であることから、まず国と自治体との役割を整理したうえで、費用については国で負担する必要がある。

このため、国においては、国民保護の推進のため、強いリーダーシップを持ってさらなる具体的な対応を図るよう、下記の事項について提案する。

記

1 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること。

(1) NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資材等は、国の責任において確保すること。また、物資及び資材等の備蓄施設、有事の搬送方法について、指針を示すこと。

(2) 国は、自治体と意見交換を行い、国と自治体との役割を明示し、自治体が備蓄する場合においては、物資及び資材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

2 迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・救援に関して具体的検討を進め、国が行う指示事項と都道府県・市区町村が行う業務内容を明確にした対処マニュアル等を策定すること。

また、住民避難の実施にあたっては、首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うこと。

3 国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民の理解を深める啓発に主導的に取り組むこと。

4 国は、自治体が生物剤などを使用したテロを想定した訓練を実施するにあたり、訓練に従事する職員に対して指導、助言する専門的な窓口の設置と、専門的な知識を有する職員を養成するための実践的な研修の場を設けること。

5 緊急事態における国民及び自治体への情報伝達について、伝達手段や情報発信基準等を明確にし、迅速かつ適切な情報伝達を行うこと。